
平成 1 6 年 第 1 回 臨時会

上富良野町議会会議録

平成 1 6 年 5 月 1 7 日

上富良野町議会

目 次

第1号(5月17日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	2
○開 会 宣 告・開 議 宣 告	3
○議会運営等諸般の報告	3
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	3
○日程第 2 会期決定の件	3
○日程第 3 報告第1号	3
○日程第 4 報告第2号	6
○日程第 5 議案第1号	7
○日程第 6 議案第2号	9
○日程第 7 議案第3号	9
○閉 会 宣 告	13

平成16年第1回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	専決処分の承認を求める件（平成15年度上富良野町一般会計補正予算（第7号））	5月17日	承認可決
2	財産取得の件（上富良野町保健福祉総合センター多目的ホ－ル備品（その1 移動観覧席））	5月17日	原案可決
3	財産取得の件（上富良野町保健福祉総合センター多目的ホ－ル備品（その2 綴帳））	5月17日	原案可決
	報 告		
1	専決処分報告の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）	5月17日	報 告
2	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	5月17日	報 告

平成16年第1回臨時会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成16年5月17日（月曜日）

○議事日程(第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 5月17日 1日間
第 3 報告第1号 専決処分報告の件(上富良野町税条例の一部を改正する条例)
第 4 報告第2号 専決処分報告の件(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件)
第 5 議案第1号 専決処分の承認を求める件(平成15年度上富良野町一般会計補正予算
(第7号))
第 6 議案第2号 財産取得の件(上富良野町保健福祉総合センター多目的ホ - ル備品
(その1 移動観覧席))
第 7 議案第3号 財産取得の件(上富良野町保健福祉総合センター多目的ホ - ル備品
(その2 綴帳))
-

○出席議員(18名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 清水茂雄君 | 2番 | 徳島稔君 |
| 3番 | 岩崎治男君 | 4番 | 梨澤節三君 |
| 5番 | 小野忠君 | 6番 | 米谷一君 |
| 7番 | 岩田浩志君 | 8番 | 吉武敏彦君 |
| 9番 | 米沢義英君 | 10番 | 仲島康行君 |
| 11番 | 中村有秀君 | 12番 | 金子益三君 |
| 13番 | 村上和子君 | 14番 | 長谷川徳行君 |
| 15番 | 向山富夫君 | 16番 | 渡部洋己君 |
| 17番 | 西村昭教君 | 18番 | 中川一男君 |
-

○欠席議員(0名)

○遅参議員(0名)

○早退議員(0名)

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 町長 | 尾岸孝雄君 | 助役 | 植田耕一君 |
| 収入役 | 樋口康信君 | 総務課長 | 越智章夫君 |
| 企画財政課長 | 田浦孝道君 | 税務課長 | 高木香代子君 |
| 町民生活課長 | 尾崎茂雄君 | 保健福祉課長 | 佐藤憲治君 |

○議会事務局出席職員

局	長	北川雅一君	次	長	中田繁利君
主	査	大谷隆樹君			

午後 1時30分 開会
(出席議員 18名)

開会宣告・開議宣告

議長(中川一男君) ご出席まことにご苦労に存じます。

ただ今の出席議員は18名であります。

これより平成16年第1回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布のとおりであります。

議会運営等諸般の報告

議長(中川一男君) 日程にはいるに先立ち議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) ご報告申し上げます。

今臨時会は5月14日に告示され、同日、議事日程等の配布をいたしました。

今臨時会の会期日程等その内容はお手元に配布の議事日程のとおりであります。

今期臨時会に提出の案件は、町長からの提出の議案第1号ないし議案第3号の3件、報告第1号ないし報告第2号の2件であります。

本臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配布のとおり出席いたしております。

以上です。

議長(中川一男君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

8番 吉 武 敏 彦 君

9番 米 沢 義 英 君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(中川一男君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3 報告第1号

議長(中川一男君) 日程第3 報告第1号、専決処分(上富良野町税条例の一部を改正する条例)の報告を行います。

本件の報告を求めます。

税務課長。

税務課長(高木香代子君) ただいま上程いただきました専決処分の報告の件につきまして、はじめにその概要をご説明申し上げます。

国会におけます平成16年度の税制改正法案の成立が、3月末になりますことから3月定例議会におきまして、町税条例の一部を改正する条例につきまして、町長の専決処分事項としての議決をいただきました。3月26日、国会におきまして税制改正法案が成立し、3月31日公布されましたので、平成16年4月1日をもちまして町税条例の一部を改正する条例の専決処分をいたしました。ここにご報告を申し上げます。

まず、今回の町税条例の一部改正につきまして、その主な改正点をご説明申し上げます。

第1点目としまして、個人町民税均等割額の見直しであります。人口段階に応じた税率区分を廃止し税率を3,000円に統一することとし、あわせて生計同一の妻に対する非課税措置を段階的に廃止することから所要の改正をするものであります。

第2点目としまして、所得控除の見直しであります。老年者控除を廃止するものであります。

第3点目としまして、町民税の所得割・均等割の非課税限度額の引き下げになることから所要の改正をするものであります。

第4点目としまして、土地・建物等の譲渡益課税に係る税率の引下げと、長期譲渡所得に係る特別控除の廃止により所要の改正をするものであります。

以上が主な改正点であります。

以下議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号、専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、上富良野町税条例の一部を改正する条例。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

上富良野町税条例の一部を改正する条例。(別紙のとおり)平成16年4月1日。

上富良野町長 尾岸孝雄。

上富良野町税条例の一部を改正する条例。

上富良野町税条例(昭和29年上富良野町条例第10号)の一部を次のように改正する。

この後につきましては、条例の朗読を省略させていただきます。条を追って内容の説明をいたしますので、ご了承を願いたいと思います。

第24条につきましては、個人の町民税の非課税の範囲の規定でありまして、第1項については非課税に該当する者の内、老年者を年齢65歳以上にあらためるものであり、第2項については、均等割の非課税限度額について、控除対象親族を有する場合の加算額を20万円から18万円に引き下げるものであります。第3項につきましては、生計同一の妻に対する非課税措置の段階的廃止をし、18年度から所得金額が一定金額を超える者に均等割を課税することから削除するものであります。

第26条第3項につきましては、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料の規定でありまして、語句の整備であります。

第31条につきましては、均等割の税率の規定で

ありまして、第1項については、人口段階別の税率区分を廃止し、税率を3千円に統一するものであり、第2項については、防災街区の整備事業の施行により、法人等の区分の公益法人等に防災街区整備事業組合を加えるものであります。

第34条の2につきましては、所得控除の規定でありまして、現行65才以上の者につきましては48万円の老年者控除がありますが、これを18年度から廃止するものであります。

第34条の8第2項につきましては、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の規定でありまして、地方税法の改正による条文の整備であります。

第36条の4第3項につきましては、町民税に係る不申告に関する過料の規定でありまして、語句の整備であります。

第48条第2項につきましては、法人等の町民税の申告納付の規定でありまして、法の施行地に外国法人を加えたものであります。

附則第5条第1項につきましては、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の規定でありまして、所得割の非課税限度額について、控除対象親族を有する場合の加算額を36万円から35万円に引き下げるものであります。

附則第6条削除につきましては、条文の整備であります。

附則第6条の2につきましては、見出しを居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除に改めまして第1項を削除して、第6条とし、あらたに第1項から第3項を加え第2項を第4項に、第3項を第5項にしたものであります。同条の規定については、譲渡資産の譲渡をした日に当該譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金等の残高を有する事とする要件を除外した上、その適用期限を3年延長し、損益通算・繰越控除が出来る規定であり条文の整備であります。次のページをお開き願います。

附則第6条の2第1項から第5項につきましては、特定居住用財産に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の規定でありまして、新たに創設されたものであります。規定の内容としまして、家屋、土地等で所有期間が5年を超える居住用に供しているものの譲渡をした場合において、譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるとき、一定の要件の下でその譲渡損失

の金額について翌年以降3年間の損益通算・繰越控除ができるものであり、この特例の適用に関し必要事項を定めたものであります。

附則第10条につきましては、読替規定であり地方税法改正による条文の整備であります。

附則第10条の2第4項につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でありまして、地方公共団体の補助を受けた場合の書類の添付を加えたものであります。次のページをお開き願います。

第5項の追加につきましては、同項の規定の適用を受けようとする者の、申告書の記載事項を定めたものであります。

附則第17条につきましては、長期譲渡所得に係る個人町民税の課税の特例の規定でありまして、特別控除の廃止・税率軽減の特例の廃止・譲渡益に課する税率の引き下げ・土地等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年度以降への繰越を認めない規定であり、第2項削除により第3項を第2項に、第4項を第3項にし条文の整備であります。

附則第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定でありまして、第1項・第2項については土地譲渡益に対する追加課税の適用除外措置の適用期限を5年延長し、税率を引き下げたものであり、第3項につきましては、収用交換等により代替資産等を取得した場合の軽減税率の特例を適用しない規定であり条文の整備であります。

附則第17条の3につきましては、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の規定でありまして、地方税法の改正による条文の整備であります。

附則第18条につきましては、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の規定でありまして、譲渡益に課する税率の引き下げと、土地等の短期譲渡所得の金額又は長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年度以降への繰越を認めない規定であり、条文の整備であります。

次のページにいけます。

附則第19条につきましては、株式等に係る譲渡

所得等に係る個人の町民税の課税の特例の規定でありまして、課税の税率を100分の4から100分の3.4に引き下げるものであります。

附則第19条の2につきましては、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例の規定でありまして、税率を100分の2に引き下げ第2項を削除し第3項を第2項にし条文の整備であります。

附則第20条につきましては、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例の規定でありまして、特定中小会社の範囲の拡大と特定株式の譲渡期間の緩和等であり条文の整備であります。

附則。

施行期日。

第1条、この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。第1号に掲げる規定は、平成17年1月1日。第2号に掲げる規定は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成16年法律第 号)の施行の日。第3号に掲げる規定は、信託業法(平成16年法律第 号)の施行の日。

次のページをお開き願います。

第2条につきましては、町民税に関する経過措置であります。以降経過措置につきましては説明は省略させていただきます。次のページにいけます。

第3条につきましては、固定資産税に関する経過措置であります。

第4条につきましては、上富良野町国民健康保険税条例の一部改正であります。

附則第3項につきましては、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の規定でありまして、地方税法の改正により条文の整備であります。

附則第4項につきましては、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例でありまして、地方税法の改正により条文の整備であります。

第5条につきましては、上富良野町国民健康保険税条例の一部改正に関する適用区分の規定であります。

以上をもちまして、上富良野町税条例の一部を改正する条例の専決処分についての報告といたします。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、ご質疑があれば賜ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 第24条第1項のですねこの老年者を65歳以上になっていうところで、20万というところ18万。これはここで2万下がるんですけども、これに伴っての第34条ですか2項中のいずれかに改めてというのわかるんですが老年者控除額、ここを削るとありますのはここは二重の控除になるダブルから削除になるんでしょうか。ここの控除額っていうのは雑損控除ですとか医療控除ですとか配偶者控除ですとかいろいろありますよね項目がその中でこの老年者控除額をけずるとありますのはその上の改めたところと二重にまたうえて20万から2万さがって18万になりましたので今度34条の中の控除のところはこと二重になるからここを控除額を削るっていうふうに解釈してよろしいでしょうか。ちょっとその理由を教えてください。

議長（中川一男君） 税務課長答弁。

税務課長（高木佳代子君） 24条につきましては個人町民税の非課税の範囲でありまして18万に改めたものでありまして34条の2につきましては所得控除の老年者控除の廃止であります。所得控除と町民税の非課税の範囲の金額の税率の引き下げだと思しますので。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 65歳の年齢を改めれば括弧して老年者が65歳になったということでしたらこの老年者控除額のところに65才っていうふうに括弧して入れればどうなのかな。けずることないんじゃないかなって思ったもんですから。

議長（中川一男君） 助役答弁。

助役（植田耕一君） 村上議員のご質問にお答え申し上げたいと思いますが基本的にはですねこれは、地方税法の改正に従いまして町の条例を改正することによってでございますのでその点ご理解いただきたいと思えます。今申し上げましたとおり今回この老年者をですね65才以上の者ということで字句の改正でございます。

基本的にはその点は従来は内容において65才以上の者というふうになってございましたからその点明

確にしたということでご理解いただきたいのと金額を変えたということでご理解をいただきたいと思えます。

議長（中川一男君） よろしいですか。他にございませんか。

4番（梨澤節三君） これはですね、第31条第1項中公益法人等の次に「防災街区整備事業組合」を加えるとあるここを説明してください。

議長（中川一男君） 助役答弁。

助役（植田耕一君） 梨澤議員のご質問にお答え申し上げたいと思いますがこの字句につきましては、新たに加わったものでございます。従来なかったものでございますが公益法人等の関係でどういうものいれるかっていうようなことがございまして、阪神大震災だとかあいうなかからですねそういう事業体ができたというなかでですね新しくこれらの今回入れたものにつきましてもその公益法人の範疇にいれるという内容でございます。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

議長（中川一男君） 他になければこれをもって本件の報告を終わります。

日程第4 報告第2号

議長（中川一男君） 日程第4 報告第2号専決処分交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件の報告を行います。本件の報告を求めます。町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上げいただきました報告第2号専決処分の報告の件につきましてその概要を申し上げます。本件は、本年3月8日午前8時55分町民生活課環境衛生整備員が野良猫の苦情処理による猫捕獲わなの状況確認のため、現地に移動中町道東1丁目通り北24号交差点におきまして、当方車側が一時停止でありましたが、路面が凍結し一時停止できず交差点の中まで進入し町道24号道路を基線方向に進行していました被害車両に衝突し損傷させてしまったものであります。この事故につきましては、町側は交差点侵入に際し一時停止がなされなかった責任から平成16年3月31日相手側車両の損害額163,064円に対し町

の過失割合 80%相当額 128,394 円を損害賠償することで専決しましたことから報告を行うものでございます。このような事故により相手方に損害賠償をしなければならない事態になったことに対しまして深くお詫びを申し上げます。今後私も含めまして職員に対しまして十分注意を払い同じ事を繰り返すことのないよう指導徹底を図ってまいります。以下朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

報告第 2 号 専決処分報告の件

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。
記。

処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。平成 16 年 5 月 17 日提出

上富良野町長 尾 岸 孝 雄

裏面をごらん頂きます。

専決処分書 町が運行する自動車の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。平成 16 年 3 月 31 日。

上富良野町長 尾 岸 孝 雄。

記。

1、和解の相手方、上富良野町

、
。2、和解の内容、(1)上富良野町は、
相手方 に対し金 128,394 円を支払う。

(2)相手方 は、上富良野町に対して、本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしない。以上事故処分の報告と致します。ご了承賜りますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) ただいまの報告に対し、質疑があれば受け賜ります。なければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第 5 議案第 1 号

議長(中川一男君) 日程第 5 議案第 1 号専決処分(平成 15 年度上富良野町一般会計補正予算(第 7 号))の承認を求める件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長(田浦孝道君) ただいま上程されました議案第 1 号の専決処分を行いました平成 15

年度上富良野町一般会計補正予算(第 7 号)につきまして、まずその概要につきまして申し上げます。

まず 1 点目は、平成 15 年度末時点で確定しました地方債の借入額に予算の限度額を合わせる必要から該当する 6 件の事案につきまして、変更手続きをとらなければならなかったことに加えまして 2 点目は、町税額の増額見通しとなったことまた、地方交付税をはじめ地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方譲与税など国からの交付金額が確定したこと。さらに 3 点目は、会計年度末までに株式会社上富良野振興公社をはじめ、町民の方々から寄付金を頂戴致しましたので、趣旨に沿うよう基金に積み立てをするなどの予算を計上したところでございます。そのようなことから、4 点目として歳入予算で増額した一般財源額に歳出予算におきまして、不用となりました一般財源額を合わせまして、今後財政的に厳しい状況が予想される中において義務的財政需要に供えるため、減債基金に 1 億円と、国営土地改良事業負担基金に 6,500 万円をそれぞれ積み立てするための予算計上をしてございます。以上申し上げましたことなどを内容と致しまして、3 月 31 日付けをもちまして町長におきまして、専決処分を行ったものでございます。

以下議案を朗読しながら要点につきまして簡単に説明してまいります。

議案第 1 号、専決処分の承認を求める件。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙の通り専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項。

平成 15 年度上富良野町一般会計補正予算(第 7 号)

次に専決処分に移ってまいります。

専決処分書。

平成 15 年度上富良野町一般会計補正予算(第 7 号)を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 16 年 3 月 31 日。

上富良野町長 尾 岸 孝 雄。

次に補正予算の条文につきまして朗読を申し上げます。

平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)、平成15年度上富良野町の一般会計の補正予算(第7号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,416万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億138万4千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次に、1ページから3ページにわたりますは、議決項目の第1表歳入歳出予算補正であります。ここにつきましては款ごとに補正額のみ申し上げてまいります。

まず歳入について申し上げます。

1款町税1,808万4千円。

2款地方譲与税504万8千円の減。

3款利子割交付金321万円。

4款地方消費税交付金2,149万9千円。

5款国有提供施設等所在市町村助成交付金25万1千円の減。

6款自動車取得税交付金433万3千円。

7款地方特例交付金345万9千円。

8款地方交付税4,326万3千円。

9款交通安全対策特別交付金28万5千円。

15款寄附金2,499万円。

16款繰入金36万円の減。

2ページに移ります。

19款町債70万円。

歳入合計は1億1,416万4千円となります。

次に、3ページの歳出に移ります。

2款総務費36万円の減。

3款民生費49万円。

6款農林業費6,500万円。

7款商工費1,000万円。

11款災害復旧費443万8千円の減。

12款公債費8,343万9千円。

15款予備費3,996万7千円の減。

歳出合計につきましても、歳入同額1億1,416万4千円となります。

次に4ページの議決項目でございます地方債補正の6件の変更事案につきまして申し上げます。

いずれの事案も北海道知事からの許可予定額が確定したことにより、限度額に変更を加えたものでございます。

次、5ページから6ページ、7ページ、8ページまでは、事項別明細書の総括の部分でございますが、説明につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

9ページをお開き願いたいと思っております。9ページから歳入の内訳について簡単に説明申し上げます。

最初の1款町税の3税につきましては、3月31日付けで滞納繰越分の額が確定したことに加えまして、現年度分につきましても課税客体や収納率の増加によりまして、増額の計上をしております。次、11ページお開き願いたいと思っております。

2款地方譲与税につきましては、冒頭申し上げました交付額の確定によるものでございます。

13ページの3款利子割交付金につきましても、同様の確定によるものでございます。

15ページ4款地方消費税交付金につきましても同様に確定によるものでございます。

次、17ページの5款国有提供施設等所在市町村助成交付金交付金につきましても、同様であります。

次、19ページ6款自動車取得税交付金につきましても、確定によるものでございます。

次、21ページの7款地方特例交付金につきましても、同様に確定によるものでございます。

次、23ページの8款地方交付税につきましても確定によるものでございます。内容つきましては記載のとおり特別交付税となっております。この特別交付税の総額につきましては、3億1,326万3千円となります。他に、普通交付税としまして、27億6,423万4千円ありますので、合わせますと30億7,749万7千円となるところでございます。

次、25ページの9款交通安全対策特別交付金につきましても、同様に確定によるものでございます。

次、27ページ15款寄附金につきましては、冒

頭に申しあげました上富良野振興公社からの一般寄付金2,450万と、町民の方から保健福祉施設の整備資金ということで頂戴しました指定寄付49万円を計上してございます。

次、29ページの16款繰入金では、国内外交流推進基金を活用しまして、上富良野町の国内外交流推進事業補助を行ってございますが、その対象額が確定しましたことからその歳出合わせましてこの原資の基金繰入額を減額いたしましたものでございます。

次、31ページの19款町債につきましては、冒頭申しあげましたようなことで許可額に合わせまして増減額を計るものでございます。

次、33ページ以降については歳出でございますが簡単に申し上げて参りますが、33ページの2款総務費では、歳入でも申しあげましたように国内外交流推進事業の対象経費が確定したことにより所要の減額をしたものでございます。

次、35ページの3款民生費では、寄付金の関係でございまして趣旨に沿うべく同基金に積立をすべく計上してございます。尚、この15年度末現在高では、この基金については1億2,714万4千円となるところでございます。

次、37ページ6款農林業費では、まず1点目は、今後の国営土地改良事業負担に備えるために、基金に6,500万円積立をすることと合わせまして地方債の額の変更によりまして、財源の組み替えを行ってございます。尚、同基金の15年度末現在高を申し上げますが3億1,952万6千円となるところでございます。

次、39ページの7款商工費では、歳入で申しあげましたが振興公社から頂きました寄付金2,450万円のうち一部の1,000万を十勝岳地区開発事業基金に積立をし、今後の必要となります施設の整備等の経費に当てるものとしたすものでございます。尚、この基金の15年度末現在高につきましては3,932万3千円となるところでございます。

次、41ページの8款土木費では、歳入の地方債の額の変更に伴いまして財源の組み換えを行っているものでございます。

次、43ページの10款教育費でも同じように財源の組み換えを行ったところでございます。

次、45ページの11款災害復旧費でございます

が、自然災害発生への対応を要しなくなりましたことから所要の額を減額致してございます。

次、47ページの12款公債費では、長期債及び一時借入金の利子の確定によりまして減額をいたしましたことと、今後の町債の償還財源とすべく減債基金に1億円を積立を行うものであります。尚、この減債基金の15年度末現在高につきましては、6億34万8千円となるところでございます。

次、49ページの15款予備費でございますが、歳出で申しあげました各種基金への積立の財源の不足額を補うために所要の減額を行ったところでございます。

最後のページ51ページには、地方債の変更に伴いまして関係します部分の項目を地方債に関する調書として掲載してございますので審議の参考として頂きたいと思っております。以上議案第1号の専決処分を行いました一般会計補正予算の内容でございます。

ご審議頂きまして、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の呼ぶものあり)

議長(中川一男君) これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより議案第1号を採決いたします。原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第2号

日程第7 議案第3号

議長(中川一男君) 日程第6 議案第2号財産取得上富良野町保健福祉総合センター多目的ホ-ル備品(その1 移動観覧席)の件、日程第7 議案第3号財産取得上富良野町保健福祉総合センター多目的ホ-ル備品(その2 緞帳)の件を一括して議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤憲治君) ただいま一括上程いただきました議案第2号並びに議案第3号の財産

取得の件につきまして、はじめに提案の要旨をご説明申し上げます。本件につきましては、町民の各種健康診断、健診事業それから介護予防教室、保健福祉の講演会、文化団体の発表の場など多目的に活用することを目的として、現在建設中の保健福祉総合センター内に整備される多目的ホールの機能充実を図るために、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源と致しまして移動観覧席と緞帳を取得整備しようとするものであります。設備の内容につきましては、移動観覧席は1列22席それぞれの12列でございます。264席の一式で安全装置が備わっております。緞帳につきましては、幅11m、高さが5m92cm5mmでコンピューター制御による機械織の仕上げであります。尚、緞帳の図柄につきましては、本町に美術館を有し、国内屈指の日本画家であります後藤純男画伯のご配慮により後藤画伯の作品を複写したものを指定致しております。移動観覧席並びに緞帳取得の契約にあたりましては、指名競争入札により行ったところでございます。移動観覧席につきましては、製造メカとして道内の納入実績があり且つ、多目的ホールの施設の構造に合致する製品を取り扱います4社を指名し5月13日に入札を致しました。結果、株式会社コトブキ札幌支店が3,649万円で落札し消費税を加えまして3,831万4,500円の契約金額となったところでございます。参考までに2番札は、コクヨ北海道販売(株)の3,780万円でありました。同じく緞帳につきましても、指定模写複写の図柄に忠実に製作する技術力が必要なことから緞帳の取り扱いメカとして道内の納入実績のあります2社を指名しまして同日入札の結果、株式会社小林舞台システムが990万円で落札し消費税を加えまして本日議案の1,039万5,000円の契約金額となったところであります。尚2番札は、さんせい輸送機株式会社の1,100万円であります。以下議案を朗読しまして、提案理由の説明に替えさせていただきます。

議案第2号 財産取得の件

上富良野町保健福祉総合センター多目的ホール備品(その1移動観覧席)を次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求め

記。

1 取得の目的、上富良野町保健福祉総合センター多目的ホール整備。

2 取得の方法、指名競争入札による。

3 取得金額、3,831万4,500円。

4 取得の相手方 札幌市中央区大通東2-3松村ビル2号館、株式会社 コトブキ札幌支店、支店長 成富寛幸。

5 納期、平成16年9月30日。

平成16年5月17日提出。

上富良野町長 尾岸孝雄。

次、議案第3号の朗読をさせていただきます。

議案第3号 財産取得の件

上富良野町保健福祉総合センター多目的ホール備品(その2緞帳)を次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

記。

1 取得の目的、上富良野町保健福祉総合センター多目的ホール整備。

2 取得の方法、指名競争入札による。

3 取得金額、1,039万5,000円。

4 取得の相手方、札幌市南区南沢3条3丁目10番37号 株式会社 小林舞台システム、代表取締役 小林正志。

5 納期 平成16年9月30日。

平成16年5月17日提出。

上富良野町長 尾岸孝雄。

以上でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。議案第2号、議案第3号一括して質疑に入ります。ございませんか。9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 移動観覧席についてお伺いたします。この指名に当たっては、実績が優先されたということですが、道内・道外含めてですねどういった所にですね、こういった観覧席が実績として配置されて、それが概ね良好だと判断のもとで他の4社と合わせて指名入札という形に条件に加わったと思うんですが、その判断基準とそれともう一点は、今いわゆる安全管理上の問題でこの種のものについて、過去事故等は起きていなかったかどう

かこの点、さらにですね、メンテナンスの点で言えば通常のいわゆる安全管理等におけるメンテナンスが非常に重要視されますが、特約事項でこのメンテナンスの期間を延ばすという措置はされたのかどうか、いわゆる通常の期限設定という形でされているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

一定の保証期間が過ぎた時点でですね、やはり故障等が起きるとというのが通常でありますから、これからの経費の節減等を考えた場合に特記事項でその保証期間を延ばすというような、そういう措置も必要かと思いますがこの分については、そういうことが適用されたのか確認したいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢議員のご質問にお答します。1点目の移動観覧席につきましてのご質問でございますが1点目の道内の納入実績でございますが、各種会館とかいろいろなホ－ルこれらの部分で道内ではこれまで70件ほど納入実績があるという業者でございます。判断基準のご質問でございますけど、やはり議員がご質問ありましたようにこの設備の製品の安全性、あるいは、完成度とかということ充分考慮させて頂いておまして、重大な故障時の保守体制、それから総合的に信頼度があるかどうかということで十分にそれらの選定に当たっての判断をさせて頂いているところでございます。尚、過去この納入業者が事故等の部分については、これは当然にして私どもこの辺のことはものということ承知してございまして、それらについてのメンテナンスの分のご質問でございますが365日24時間体制にかあった時の部分での連絡体制という部分についての分はその辺の措置をさせて頂いておまして、これらについての尚その設備につきましても運転時のいろんな加重の電流とかいろんな分での装置がこの中に組み込まれてございましてこれらについては、安全等の分については、支障ないのかなというふうに承知してございます。以上でございます。

議長（中川一男君） 暫時休憩します。

午後	2時21分	休憩
午後	2時25分	再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。保健福祉課長答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 答弁漏れがございました。たいへん失礼いたしました。保証期間の関係でございますが1年ということでございますが、それ以上の特約についてはもうけてございません。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 前回こういう種のものについてはですね、保証期間が比較的耐久性も含めて安全かなりな実績があるということですから、そう故障というものはないのかもしれませんが、やはりこの種の契約にあたってですね今後やはりなんらかのその保証期間過ぎた後でもですね、やはり事故、あるいは故障というのが発生しかねないということがあります。機械ですからこの点については、充分ですね今後いわゆる特記事項をもうけるなにしてですね保証期間の延長を図りながらメンテナンス等にも努めるというような、そういう努力っていうのが必要かと思いますがこの点ですね、今後検討されるべき余地が充分あると思います。この点答弁お願い致します。

議長（中川一男君） 助役答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

議員のご趣旨を踏まえながらですね、その辺充分今後の執行の中で考えていきたいと思っております。

議長（中川一男君） 他にございませんか。はい3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 議案3号についてお尋ねいたします。緞帳ですけれどもこれにつきましてね、緞帳プラス移動装置とか開閉なんかも含めてなのかどうかお尋ねします。それから、これの図柄ですけれども後藤画伯だということでございますけれども、後藤画伯といえれば日本有数の画家でございまして、複写とはいえこれらに対する何といたしますか執筆料というんですか、ちょっとわかりませんけれどもそういったものの金額的な対応はどのようになっているのかお尋ねします。

議長（中川一男君） 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 3番岩崎議員のご質問でございます緞帳に関するご質問でございますが、この契約金額の中につきましてこれはあくまで

も緞帳の制作費それから吊り込む緞帳を吊るこの装置それから現物を輸送したりするそういう経費を含んだのがこの額でございます。動力の関係につきましては、本体の設備の中で本体工事の中でそれらの手当はされているということでございます。それから後藤画伯の作品をご配慮いただくという部分でございますがこれにつきましては、無償でこの著作権、著作権なんやかいはいただかないということで、この辺はご理解をいただいた中で進めさせていただいている内容でございます。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 今の緞帳の件でちょっと私もお尋ねさせていただきたいと思いますけど、どうもですね今この非常に町長はですね、金ないんだ金ないんだって言うてるこの折にですね、保健福祉センタ-に1千万の緞帳っていうのはなかなかストンと私は気持ちが落ちないんですが、緞帳ですから大勢人が入れば入るほど上げてしまって見えなくなる訳ですよ。人がいなくなって、空になったら降ろしてこう出てくる訳ですけど保健福祉センタ-にですね、本当にたとえば1千万も緞帳にかけるだけの文化的あるいは芸術的そういう機能を持たせる目的を持った、私は本来施設でなかったような印象を持っております。機能をより求めるですね目的を持った趣旨をもって発想された施設じゃないかと言うふうに考えております。そういうことから考えると、今回この緞帳に1千万有余の投資をするというその価値を何に、どういうよりどころによって求めれば理解できるのか、そういう経過に至ったですねなんていいますか、1千万の緞帳を設置しようかという様なことに至ったですね、そういう考え方をお持ちでしたらぜひ町長にですね、その決断をされたお考えをお聞かせいただければありがたいと思いますがよろしく願いいたします。

議長（中川一男君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 向山議員のご質問にお答えさせていただきますが、この緞帳確かにこういう財政状況の中でと、というお考え方も十二分にご理解できる訳であります。この緞帳につきましてはいかなれば、緞帳といってもそんなりっぱなものでなくて緞帳の中では最低限のものでありますけれども、

ご案内のとおり今後我が町におきましてですね、多目的ホ-ルの中にこの施設を作らせていただいたと、しかし今後文化会館の建設というのはまず予定として考えられないと、というようななかであります、永くそういった文化会館の建設に向かって公共基金の中に積立させていただいておりますが、文化会館を建設してほしいという要望の方々から過去ずっと長い年月、文化会館建設の為に基金としてご寄付を浄財を頂いて今日までできている訳でありまして、そういったことから含めまして今後この施設が文化会館としての併用も兼ねた多目的施設として、有効に利用させていただくことを願いながらこの対応をさせていただいたということでございます。基本的には、文化会館の建設の為に永い間ご寄付を頂いた方々の行為というものについても応えていきたいというような考え方も含んで対応させていただいたということで、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） そういいますね、町長今おっしゃられましたような大勢の町民の方の行為を、もし役立てるとすればですね、私でしたらその中味の充実に向けてこそ、その尊い浄財等を寄せていただいた町民の方に報いることに、むしろそういう形の方がふさわしいんじゃないかな、というふうに私なら思いますがその点とですね、かつて、15年20年前の高度経済成長時代に全国様々なですね文化施設に、5千万だ1億だということで競って緞帳をですね張り込んだ文化施設、私もいくつか記憶しておりますがしかし、未だにですねそれらがあその緞帳がすばらしいからりっぱな文化施設だと、いうようなことですねその知名度を保っている、保つと申しましょうか投資しただけの価値として評価をされているような印象は、緞帳については私は持ち得ないんですが、そこらへんも含めて町長のお考えを再度お尋ねしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 先ほどもお話申し上げましたようにですね、この緞帳そのものが緞帳という名前前でありますけれども、幕というよりもちょっと毛の生えた物と、緞帳としての対応ということでですね決して今おっしゃるようすばらしい緞帳で、全国的にも名を轟かせられるようなものでは、まったくご

ざいませぬ。通常こう引き幕という形で対応する訳であります、それでなくて緞帳という名前の付いたという消費税込みで先ほど申し上げましたように1千万そこそこで器具等々の対応も含めながらの額でございますので、今議員がおっしゃるように1億だとかというような立派な物なら別ですけど、そんな物ではまったくないということでひとつご理解をいただきたいのと、その1千万があればその文化施設の充実の為にということではありますが、それらの文化施設の対応として充実する部分、これにつきましては、ご案内のとおりここは通常は、保健福祉施設としての健診の場として利用する広場でございますので、常にいうならば幕は下りているという状況が多々あるということを含めてご理解を賜りたいのと、他の音響施設等々に付きましてもそれなりの設備をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思ひます。

議長（中川一男君） よろしいですか。他にございませぬか。

なければ、これをもって質疑、討論を終了します。初めに、議案第2号財産取得、上富良野町保健福祉総合センター - 多目的ホ - ル備品（その1移動観覧席）の件を採決いたします。本件は原案のとおり決することに異議ありませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号財産取得、上富良野町保健福祉総合センター - 多目的ホ - ル備品（その2緞帳）の件は、起立により採決いたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数であります。よって議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長（中川一男君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これにて平成16年第1回上富良野町議会臨時会を閉会いたします。

午後 2時37分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成 1 6 年 5 月 1 7 日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署 名 議 員 吉 武 敏 彦

署 名 議 員 米 沢 義 英